

奈良県建設工事請負契約約款 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第46条 略</p> <p>(発注者の解除権) 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(5) 略</p> <p><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</u></p> <p>(暴力団等排除に係る解除) 第47条の2 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(8) 略</p> <p><u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、第4条第1項第1号に規定する契約保証金の納付又は同項第2号に規定する担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</u></p>	<p>第1条～第46条 略</p> <p>(発注者の解除権) 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(5) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(暴力団等排除に係る解除) 第47条の2 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(8) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u> 第47条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 (1) 前二条の規定によりこの契約が解除された場合 (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となった場合</p>

現 行	改 正 案
<p>(談合等による解除)  第48条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  (1)～(4) 略</p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項</u>の規定は、前項による解除の場合に準用する。</p> <p>第49条～第50条 略</p> <p>(解除に伴う措置)  第51条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及</p>	<p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</u>  (1) <u>受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</u>  (2) <u>受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u>  (3) <u>受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>(談合等による解除)  第48条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  (1)～(4) 略</p> <p>2 <u>前条</u>の規定は、前項による解除の場合に準用する。</p> <p>第49条～第50条 略</p> <p>(解除に伴う措置)  第51条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及</p>

現 行	改 正 案
<p>び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第47条の2又は第48条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>	<p>び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第47条の2、<u>第47条の3第2項</u>又は第48条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>
<p>4～7 略</p>	<p>4～7 略</p>
<p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第47条の2又は第48条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第47条の2、<u>第47条の3第2項</u>又は第48条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>
<p>第52条～第57条 略</p>	<p>第52条～第57条 略</p>
<p>第56条の規定に基づき、低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により落札者を決定するための調査をいう。）を受けた者との契約については、次のとおりとする。</p>	<p>第56条の規定に基づき、低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により落札者を決定するための調査をいう。）を受けた者との契約については、次のとおりとする。</p>
<p>1～2 略</p>	<p>1～2 略</p>
<p>3 <u>第47条第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは、「請負代金額の10分の3」と読み替える。</u></p>	<p>3 <u>第47条の3第1項中「請負代金額の10分の1」とあるのは、「請負代金額の10分の3」と読み替える。</u></p>
<p>4 <u>第47条の2第2項中「請負代金額の10分の1」とあるのは、「請負代金額の10分の3」と読み替える。</u></p>	<p><u>4 (削除)</u></p>